



新たに就任しました
区議会議員・副議長、区議
会議員選出監査委員

5月25日に開かれた平成30年第1回墨田区議
会臨時会で、議長に瀧澤良仁氏、副議長にとも
宣子氏が選出され、同日付で就任しました。

また、区議会議員選出の監査委員に田中邦友氏
が選任同意され、同日付で就任しました。



瀧澤良仁 議長



とも宣子 副議長



田中邦友 監査委員



募集します
平成30年度すみだの力
応援助成事業

区では、皆さんからの寄付を積み立て、地域の
まちづくり活動に助成する「すみだの力応援基金」
を設置しています。この度、基金からの助成を希
望する事業を募集します。ぜひ、ご応募ください。

なお、助成の可否・金額は、公開プレゼンテー
ション等を経て、審査会での審査に基づき、区が
決定します。

【募集期間】6月21日(木)まで**【募集対象事業】**地
域の課題や社会的な課題の解決を目的とし、広く
区民を対象とした事業 *応募方法等の詳細は、
募集要項を参照(募集要項は問合せ先で配布して
いるほか、区ホームページからも出力可) **【問合せ】**
地域活動推進課地域活動推進担当(区役所14階)
☎5608-6201

募集！すみだ子どもPR大使

すみだの魅力を発信する、すみだ子ども
PR大使。ワークショップで動画作り等のコ
ツを学んだ後、それを活かして、すみだまつ
り・こどもまつり等のイベントで活動します。
ぜひ、ご応募ください。

【ワークショップの開催日時(全3回)】▶第1
回=7月21日(土)午後2時~4時 ▶第2回
=7月22日(日)午後2時~4時 ▶第3回=8
月19日(日)午後1時~5時(すみだ子どもPR
大使の任命式も実施) **【ところ】**co-lab 墨田
亀沢:re-printing(亀沢4-21-3ケイエスビ
ル3階) **【対象】**区内在住の小学校3年生~6年
生 **【定員】**10人(抽選) **【費用】**無料 **【申込み】**6
月18日午前9時~7月4日に、すみだ

の魅力発信サイト[SUKISUMI]か
ら申込み *右のコードを読み取
ることで申込みフォームへの接続可
コード



納税通知書をお送りしました
特別区民税・都民税

平成30年度特別区民税・都民税(普通徴収分)
の納税通知書をお送りしました。第1期分の納期
限は7月2日(月)ですので、税務課(区役所2階)、
各出張所・金融機関・コンビニエンスストア、モ
バイルレジで納期限までに納めてください。

口座振替の場合は7月2日が振替日(引き落と
し日)ですので、前日までに入金してください。
なお、これから口座振替を申し込む方は、第2期
分から引き落としを開始します。また、クレジット
カードによる納付ができます。詳細は、区ホー
ムページをご覧ください。

【問合せ】▶税額=税務課課税係 ☎5608-6135
▶クレジットカードによる納付方法等=税務課
税務係 ☎5608-6133 ▶納税相談=税務課納
税係 ☎5608-6142



保護者の負担を軽減します
私立幼稚園などの保育料等
補助金

区では、私立幼稚園等に通園している子どもの
保護者に、入園料補助金と保育料補助金(就園奨
励費補助金・保護者負担軽減事業費補助金)を交
付しています。詳細は問い合わせるか、区ホーム
ページをご覧ください。

【対象】次の全ての要件を満たす方▶平成30年4
月1日以降、区内に住所がある ▶24年4月2日
~28年4月1日生まれの幼児を、私立幼稚園や都
知事が認定した幼稚園類似施設(子ども・子育て
支援新制度に移行した幼稚園等を除く)に通園さ
せている ▶入園料および保育料を納めている

【補助金額】▶入園料補助金=園児1人につき4万
円 ▶保育料補助金=世帯の特別区民税等の所
得割課税額に応じて決定 **【補助金交付時期】**▶入
園料補助金=入園後の最初の保育料補助金に合
算して交付 ▶保育料補助金=4か月分まとめて、
年3回(8月下旬・12月下旬・31年3月下旬)交付
【申込み】随時、通園している私立幼稚園等へ**【問
合せ】**子ども施設課保育係 ☎5608-1253



手続等をご確認ください
児童手当・児童育成手当

児童手当・児童育成手当の現況届の提出

児童手当・児童育成手当を受けている方へ、今
月上旬に現況届のご案内をお送りしました。現況
届の提出は、お子さんの養育状況等を確認し、6
月分~翌年5月分の支給の可否を決めるために必
要な手続です。提出がない場合、手当が受けられ
なくなりますので、期間中に子育て支援課(区役
所4階)へ提出してください。児童手当現況届は、
政府が運営するオンラインサービス「マイナポ
ータル」のホームページからも提出できます。詳細は、
区ホームページをご覧ください。

【提出期間】6月30日(必着)まで

6月期分(2月分~5月分)の支給

児童手当・児童育成手当の6月期分を今月中
旬に指定の口座へ振り込みます。個別に振り込み
の通知はしませんので、通帳記入などでご確認
ください。また、6月期分の振り込み後に金融機
関・支店・口座番号を変更する場合は、必ず届
出をしてください。

【提出先・届出先・問合せ】子育て支援課児童手
当・医療助成係(区役所4階) ☎5608-6160



7月2日(月)が納期限です
固定資産税・都市計画税
(第1期分)

平成30年度固定資産税・都市計画税を、7月2
日(月)までに、納付書裏面に記載の金融機関、コ
ンビエンスストア等で納めてください。クレジッ
トカード、口座振替、金融機関・郵便局のペイ
ジー対応のATM等でも納付ができます。

【問合せ】▶固定資産税・都市計画税について=
墨田都税事務所 ☎3625-5061 ▶口座振替に
ついて=都主税局徴収部納税推進課 ☎3252-
0955、税務課税務係 ☎5608-6008



ボウフラ対策が重要です
蚊の発生防止対策

梅雨時から真夏にかけては、蚊の発生が増える
季節です。殺虫剤等で蚊を駆除しても、幼虫(ボ
ウフラ)が生き残っていると、数日でまた蚊が発
生します。蚊は庭や物陰の小さな水たまりに卵を
産み付けます。屋外の植木鉢の受け皿、バケツ、
落ち葉で詰まった雨どい、古タイヤ等にたまった
水を捨てて、ボウフラが生育できる環境をなくし
ましょう。防火水槽など水をためておくものには、
しっかりと蓋をするか防虫網を掛けましょう。

【問合せ】生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939



安全な食生活のために
夏場の食中毒にご用心

食品衛生夏期対策事業

区では、夏場における食中毒の発生防止と食の
安全確保を図るため、毎年6月~8月に食品衛生
夏期対策事業を行っています。この事業では、食
中毒を起こしやすい食品の製造・販売施設等を
対象として、立入検査や衛生講習会等を実施し
ますので、ご協力をお願いします。

魚介類の刺身などによる食中毒予防

【予防方法】▶魚介類の刺身などは、4℃以下の温
度で管理している店で購入する ▶購入後は早
く帰宅し、冷蔵庫のよく冷える場所で保存する
▶丸魚を購入したら、早めに内臓を取り除く
▶調理や食事の前は十分に手を洗う

バーベキュー等における食中毒予防

【予防方法】▶生肉や生魚は別々のビニール袋に
入れる ▶冷蔵が必要な食品はクーラーボッ
クスに入れ、保冷剤で冷やして保管する ▶調理
前や食品に触れた後は十分に手を洗う ▶加熱
する食品と加熱しない食品で、別々のまな板や
包丁を使う ▶肉・魚などの生ものをつかむ箸
やトングは別に用意する ▶肉や魚介類は中心
まで十分に加熱する ▶残った食品は廃棄する

万一、おう吐・下痢など食中毒の疑いがある症
状が現れた場合は、速やかに医療機関で受診の上、
問合せ先へご連絡ください。

【問合せ】生活衛生課食品衛生係 ☎5608-6943

ご利用ください

すみだ郷土文化資料館の
地元ボランティアによる展示解説

【とき】▶個人=第2・第3日曜日午後1時~4
時 ▶団体(20人以上)=事前申込みによ
り決定 **【申込み】**▶個人=当日直接会場へ
▶団体=展示解説を希望する日の1か月前ま
でに電話で問合せ先へ **【問合せ】**すみだ郷土
文化資料館(向島2-3-5) ☎5619-7034